

第17回
消費者教育推進会議
議 事 録

消費者庁 消費者教育・地方協力課

議 事 次 第

1. 日 時 平成29年3月29日（水）16：00～17：59
2. 場 所 中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室
3. 議 題
 - (1) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針－中間的見直し（案）」について
 - (2) 第4回若年者の消費者教育に関するWT（概要報告）
 - (3) その他
4. 出席者（敬称略・50音順）

委員：東 珠実、大竹美登利、尾嶋由紀子、尾上浩一、柿沼トミ子、河野恵美子、
齊藤秀樹、佐分正弘、島田 広、曾我部多美、高山靖子、富岡秀夫、西村隆男、
古谷由紀子、吉國眞一

幹事等：警察庁生活安全局：宮関生活経済対策管理官付課長補佐【代理出席】
金融庁総務企画局：長岡課長補佐【代理出席】
文部科学省生涯学習政策局：高橋男女共同参画学習課長
厚生労働省社会・援護局：金井地域福祉課長
環境省総合環境政策局環境経済課：永見環境教育推進室長

消費者庁：岡村長官、小野審議官、金子消費者教育・地方協力課長、青山企画官
5. 配布資料
 - 資料1 消費者教育の推進に関する基本的な方針－中間的見直し（案）
 - 資料2－1 第4回若年者の消費者教育に関するWT報告（概要報告）
 - 資料2－2 若年者向け消費者教育教材（生徒用及び教師用解説書）（案）

（参考資料）

 - 参考資料1 各省庁における消費者教育施策
 - 参考資料2 消費者教育推進計画策定状況及び消費者教育推進地域協議会設置状況
 - 参考資料3 消費者教育推進会議取りまとめ（平成27年3月）
 - 参考資料4 内閣府消費者委員会「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」報告書
 - 参考資料5 学習指導要領改訂案

○西村会長 それでは定刻になりましたので、ただいまより、第17回「消費者教育推進会議」を開催いたします。

皆様、お忙しい中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、飯泉委員、清家委員、出口委員、長谷川委員、堀内委員は御欠席でございます。また、曾我部委員は遅れてお見えになるということでございます。

それでは、早速ですが、本日の議事に移りたいと思います。議事次第の方を御覧ください。

今回は、消費者教育の推進に関する基本方針の見直しに向けた中間的見直し（案）、これについての審議と、若年者の消費者教育に関するワーキング・チームからの教材作成の状況についての御報告ということになっております。

それでは、議題1.の「消費者教育の推進に関する基本的な方針－中間的見直し（案）」についての意見交換を行いたいと思います。

それでは、早速、事務局より資料1について御説明をお願いいたします。

○金子消費者教育・地方協力課長 それでは、中間的見直し（案）について御説明をいたします。資料1が中間的見直し（案）の本体ということでございますけれども、そのバックデータのようなものとして参考1から参考4まで添付してございます。また、これのほかに参考資料1として毎回お付けしております「各省庁における消費者教育施策」という資料がございますけれども、これが一連のバックデータとしてこの本文についた形で中間的見直しを取りまとめる。そういうイメージで作成をしてございます。説明については、本体の資料1について中心に説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料1でございますけれども、前半の現状の分析については前回御説明をいたしましたので、基本的に表現の適正化等のそういう修正のみでございますので説明は省略させていただきたいと思っておりますが、飛んで20ページに移っていただきますと、これまでのヒアリングの結果について記載している部分でございますが、前回のヒアリングでACAPさんの取組について御説明いただきましたので、それについての記述をしたということでございます。

次のⅢという項目でございますが、現状の記述の中で我々の交付金の中で、自治体に取組んでいただいている先駆的プログラムでございますが、それで消費者教育についても取組んでいただいておりますので、その状況についても説明を追加してございます。

23ページでございますけれども、Ⅳとしてこれも前回の時から追加をいたしました。ヒアリング等で確認したものに、例えば食品ロスであるとか子供の事故防止といった各省が横断的に取組んでいるような取組についても書いたほうがよいのではないかと、この御意見を後日いただきましたし、加えてその他機関の取組として、国民生活センターなど消費者教育支援センターの取組状況についても触れたほうがよからうという御意見をあわせていただきましたので、記載いたしております。

25ページでございますけれども、この部分は前回お示したものと基本的に大きな修正

はないわけですが、27ページに消費者委員会のワーキング・グループの報告が1月にまとまりましたので、その概要を記載させていただいております。

31ページ目のVIに移っていただきたいのですけれども、現状を踏まえてどういった課題があるというように整理するののかという、そういった記述が欠けているのではないかと思います。現状の分析として1.の部分、体系的な推進というのがある程度進んでいることであるとか、32ページに移って3.でございますけれども、環境や食育といったそういった関連分野の消費者教育というのともあわせて進められている。加えて、その下の4.のところでございますような学習指導要領においても従来に比べると充実していることであるとか、そういった現状の取組で進んでいることも記載をさせていただきます。

あわせて今後の課題としては、例えば2.のところでございますが、消費者行政と教育行政の連携というのがまだまだ途上であるとか、隣のページの5.に移っていただいて、消費生活センターの拠点としての役割であるとか、次のページにありますようなコーディネーターの位置付けというのが必ずしも明確になっていないという課題が浮き彫りになったという記述をさせていただきます。

そして、それを受けてのVIIが今後の項目ということでございますけれども、前回は柱だけお見せしていたのですが、その柱を幾つか増やした形で今回文章をまとめてございます。最初の1.効果的な推進というところが前回お示しした項目から加わったものの一つでございますけれども、この中で例えば消費者委員会等で指摘をされているような効果的な消費者教育の推進のために効果測定を行ったり、調査研究などを行うといったことも必要ではないかという指摘を踏まえた記述を含めたり、あるいは全般に関わることとして消費者市民社会の形成への参画という要素を引き続き重視していかなければいけないといったことも次のページにかけて書いてございます。

その後はしばらく前回の柱立てと同じような感じでございますが、消費者教育推進計画であるとか協議会というものが、都道府県や政令市のレベルでは比較的進んでいるのですけれども、それをさらに市町村へ広げていかなければいけないことであるとか、あるいは消費者教育の担い手と学校の連携を強化するとか、そのためのコーディネーターの役割というのが重要であるといったこと。さらに、39ページに移っていただいて、消費生活センターの拠点化といったことも書いてございます。

40ページからも柱としては同じでございますが、社会情勢の変化に対応したものとして、成年年齢引き下げへの対応であるとか情報化、国際化といった課題について、さらに、制度変化に対応した消費者の知識の修得であるとか活用など、そういったこともよく行っていかなければいけないだろうということを書いてございます。

最後、43ページのところでございますけれども、これは環境、社会情勢の変化の中を含めておったのですけれども、こういった社会や環境を意識した消費行動、エシカル消費等を含むものでございますが、特に消費者市民社会という観点から重要であろうということ

で、一つの項目として独立させた形で整理をしましたということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、本資料には何度か確認をいただき、委員の皆様の御意見を可能な限り反映しているということであろうと思いますが、少し時間を取って、さらに気がついた御意見等あればぜひ御指摘いただいて、ここで議論をしていきたいと思っております。どなたでも結構です。中間まとめに関しまして御意見、よろしくお願ひしたいと思っております。いかがでございましょうか。

全体構成を拝見いたしますと、ⅠとⅡについては調査の結果並びにヒアリングの概要ということ、さらにⅢとして今、金子課長から御説明あったようにいわゆる先駆的プログラムの取組の紹介ということで、それ以降のところ、省庁の取組も報告を取りまとめているということですね。Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、とりわけⅥあたりが一番の大きな、この会議としての集約を進めていった見解ということになろうかと思っております。そのあたりで、あるいはもちろんほかのところでも結構ですが、書き振りやさらにもう少し加えるべきではないか、あるいは御指摘をされたけれども盛り込まれなかった、諸般の事情でそこは採択されていないというところもあるかと思っておりますが、いかがでございましょうか。

古谷委員、どうぞ。

○古谷委員 ありがとうございます。大分意見を反映していただいております。

その上で、書き振りみたいなことになりますが、31ページのⅥの現状と課題というところで幾つかに整理されていますが、例えば1. と3. だと現状は書いてあるのですが課題が書いてありません。できれば次のⅦとの関連も踏まえると、例えば1. では「消費者市民社会の形成へ寄与する消費者を育む消費者教育は意識されるようになりつつある」だけでなく、「やはり浸透までには至っていない」と書くと、次のⅦのところと併せて整合性が取れると思っております。

3. も同じですが、現状を書かれているのですが、例えば1段落目の最後に「有機的な連携となると未だ十分とはいえない」という課題も書いているので、タイトルにも盛り込んでいただくとわかりやすいのではないかと思います。

それと関連して、この1枚物の資料についての意見もよろしいですか。

○西村会長 概要ですね。

○古谷委員 本文に対応して書かれる必要があると思っております。現状と課題のところ、例えば消費者市民社会概念の普及というのが、まだ十分浸透していないという意味ではまだ課題があるので、それらも次の見直しの方向性との整合性から考えると、課題の中に入れておいたほうが良いのではないかと思います。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 (2) のところで教育の担い手と学校教育における連携強化、コーディネーターの役割強化ということなのですから、「担い手には様々な人材がなり得る」ということで、弁護士さんや司法書士さん、元学校の教員だった方などと書いてあります。しかし、現実のところ地域に行きますと学校の先生も非常に追われておりまして、人材不足というようなこともあります。「ある程度継続した専任者が理想である」と書いてあるのですが、もう少し一般的な民間人の活力をここの中に取り込むことが重要であるという、積極的な書き振りにしていただけたらというように希望をいたします。

○西村会長 おっしゃっている意味としては、そのコーディネーター役の人材にということでしょうか。

○柿沼委員 コーディネーター役だけではなくて、例えば学校教育の中に消費者教育を取り込む場合の講師や相談員など、そういったようなところにつきましても、先生の時間だけをやりくりするということではなくて、例えば地域の消費者団体のリーダーとか様々な民間の活力をもう少し取り込むという積極的な書き振りにしていただければありがたいなと思います。そういう意味です。

○西村会長 わかりました。学校教育との連携の中でさまざまな民間人の活用ということもどこかに明記をするということによろしいですか。

○柿沼委員 実際に企業を終わってリタイアされたシニアの、まだシニアと言われなような方々でも勉強していただければなれるわけでございますので、余り狭く範囲を限らなくて、もう少し広く人材を取り込む努力をしていただけたほうが良いと思うのです。

○西村会長 ここに出ています、例えば38ページの2つ目のパラグラフで実際のコーディネーターの例として岩手県、山梨県、徳島県、浜松市などと書いてあります。こういったところは元教員の方ということではありますが、言ってみればこういう方も実際は退職していますから民間人なわけです。加えて、事業者をリタイアされた方、そういった方も何か地域に役に立ちたいということでエネルギーが豊富な方がいらっしやると、理解としてはそのようなニュアンスでよろしいですか。

○柿沼委員 そうです。あとは消費者団体が各地にありますので、そういったリーダーの方などです。

○西村会長 承知しました。ちょっとそこは書き振りの中に若干の工夫をとということ。

○柿沼委員 もう少し民間力を導入するような積極的な書き振りにしていただけたら地方は少し楽です。

○西村会長 ありがとうございます。

高山委員、どうぞ。

○高山委員 私は内容に関してではないのですけれども、前回の基本方針の最後のところに今後検討すべき課題ということで19項目が挙がっていて、3つの小委員会を作り、検討した項目と検討を先に送った項目があったと思うのです。今回の中間的見直しの中にはそ

の部分に言及されている項目もありますし、そこから外れてしまっている項目もあると思います。この「基本方針の見直しに向けて－今後の重点事項－」という大きなくくりで4つ挙がっていますが、それらとまだ解決されていない項目との関連というのも少しどこかで言及しておいたほうが良いのではないかと感じました。後からで申し訳ないのですけれども、可能な範囲でと思っております。

○西村会長 それはローマ数字で言うとⅦの「基本方針の見直しに向けて－今後の重点事項－」の中の、例えば「おわりに」なのかそれとも「おわりに」と「社会や環境を意識した消費行動に関する消費者教育の重要性」の間にその一つを起すか。つまり、確かに高山委員がおっしゃったように前回の基本方針本体では今後検討すべき事項、課題ということで別紙として19項目ですか。例えば、イメージマップの不足領域の抽出とそれを補う教材等の作成であるとか、イメージマップのバージョンアップやモデル地区先進的取組の研究、総合的な情報サイトなど、当時、私も1期の委員でありましたし、高山委員もそうありますけれども、次期への課題としたかあるいは将来に向けての課題としたかちょっとあれですが、それらについて幾つか例を挙げて、その第1期の今後検討すべき課題として残した点についても継続して検討を進めていくことが望ましいというような表現をどこかに入れるという形ですね。これはもうこれで終わっているという印象を与えないという意味ですね。

○高山委員 そうです。

○西村会長 承知しました。それはまた事務局と相談しながら整理をしたいというように思います。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 私はこれを拝見いたしまして、全体としてすごく問題点が整理をされていわかりやすく、どこをとっても異存がないというところであったわけですが、一方では非常に網羅的であるがゆえに、どこが肝になってこれから進んでいくのかが非常にある意味見えにくい文章にもなっているというように拝見して思ったところです。やはり、特にこれから地方に発信をしていってこれに基づいていろいろ取り組んでいただくという時に、改めて消費者市民社会、消費者教育推進法が打ち出した新しい方向性というものの意義をきちんと伝えるというところはどうしても必要なのだろうというように思います。今の消費者庁の取組を見ましても、新しい消費者のあり方、そして産業のあり方を消費者庁が一つの起点となって起こしていこうという非常に高い志を持った取組がいろいろあるかと思しますので、そこら辺の思いも伝わるようなものをこの「おわりに」のあたりで少し入れていただく必要があるのではあるまいかと思えます。

先日、消費者教育推進委員会でいろいろな大学や教育委員会などのアンケートの結果を拝見させていただきました。

○西村会長 文科省のですね。

○島田委員 文部科学省の消費者教育推進委員会です。思ったわけですが、その中

でやはり明らかになっているのは消費者教育というものがまだまだ被害防止というところにかなり限定されて捉えられていて、そういうところで余り地方自治体の人もあるいは現場の先生方もどれくらい重点を置かなければいけないのか、モチベーションが湧かないというような部分があって、そういう中で時間がなくて後回しになっているという、そういう実態が明らかになってきたように思われたのです。そういう意味でも、やはり何よりも現状を打開していくには、自治体の方々あるいは現場の先生方にともかくモチベーションを持ってこの課題に取り組んでいただくこと、そしてそういうモチベーションを持った方に対して実際にこうすればできるのだという具体的なモデルを提示していくこと、この2つに尽きるのではないかと思いますので、まずは、そこら辺のモチベーションが伝わるような内容をこの「おわりに」に少し付加していただければというのが希望であります。

○西村会長 ありがとうございます。

この中間見直しの44ページの「おわりに」の部分、そのあたりに推進法のいわゆる理念といいますか、改めてそれを確認する。つまり、その推進法によって消費者が、自立する消費者から言うなれば消費者市民として形成されていく、それによって人や地域がより幸せになっていく、そうした社会を作っていくというような機動力のある消費者教育を展開していく。それが推進法によって立つところですので、そういったことを、ここには消費者市民概念の普及というようには書いてございますけれども、若干言葉を補ってというように考えてみたいと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

先ほどの古谷委員からの御指摘の部分、確かに31ページのVI「IからVまでを踏まえた消費者教育推進の現状と課題－中間的見直し－」となっているが、1.については取組には課題が多いと、その課題の中身がまだここには出ていない。それから、ある意味、その成果を検証していく必要があるという程度の書き方。3.については取組が進められているという現状ということで、少し現状と課題とうたっている以上、もう少し課題面を入れるべきではないかということですが、中間見直しは来月には早い時期に公表へ持っていこうと、できれば会長一任をいただいてというようにしたいとは思っておるのですが、文案があれば伺っておいたほうがありがたいと思います。

古谷委員、どうぞ。

○古谷委員 文案と言うほどではないのですがけれども、例えば今、島田委員がおっしゃったような地域での実際の取組の課題のところを、例えば1.の消費者市民社会の形成云々というところに入れ込んだら消費者市民社会概念の普及といったところもきちんと生きてくるというように思います。単純に「おわりに」のところを持ってくるだけではなくて、実際の課題をこの中に入れられればいいのではないかと思います。

○西村会長 VIのほうに入れてしまうということですね。ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 いろいろ整理をしていただいて課題がとてもよく見えてきたことと、今後どうしていくべきかということがおぼろげながら見てとれるのですが、ちょっと腰が引けているかと思って文書では出さなかったのですが、39ページの(3)の中で、地方の消費者行政のところはまだまだ窓口ができたばかりのところもあるから、現段階では政令市または都道府県の消費者センターを消費者教育の拠点としていくことを目指していくことが必要とあるのですが、そうは言っても市町村でも進んでいるところもあるので、ここはそのように限定しないで、市町村でも進んでいるところは進めというような余りこの政令都市だけというように読み取れないほうがいいのではないかなと思います。進めているところはどんどん進めていくというような、そこは国としても応援をしていくというような積極性が見られるような書き振りがされたほうがよりいいのではないかなというように感じました。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

少しそこも若干の修正を加えられるかなと思います。

柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 都道府県別の推進状況調査を一覧しますと、結構各県によって一生懸命なさっているのがよくわかります。一つの県の事例を申し上げますと、消費者市民社会という言葉がはっきり申し上げて、県議レベルあるいは首長さんレベルでも理解されていないということがほとんどなのです。ですから、消費者市民社会というものを、もう少し目指す概念として普及啓発を、まず消費者市民社会というものはこうなのだという大前提をもっと国のほうで力強く打ち出していくことが必要ではないかと思います。各県で一生懸命やっていますけれども、今、河野委員からお話がありましたように、千差万別で力のないところとあるところの取り組み方の差が出ていますので、そういったところを住民として同じような恩恵を受けられるように持っていくということがぜひ必要になってくると思います。まずは消費者市民社会の概念というものをもう少し国で力強く打ち出していく方向を取っていただければありがたいと思います。

○西村会長 ありがとうございます。

それも場合によれば課題のところでも普及を、国民レベルの理解を深めるような推進をしていくべきだというようなことになりましょうか。

○柿沼委員 はい。私が説明をしても何が何だかさっぱり初めて聞いた言葉だと受けとめる方が非常に多かったです。それは地域の一住民ではなくてかなりのレベルの方です。ですから、そういったような状況がまだまだ結構見られます。消費者市民社会というものの概念などが丁寧に書いてあるのですが、中身が飲み込めてこないという状況があり、どういのが消費者市民社会なのだというのが、もうちょっとインパクト強くそれぞれの若年層、中年層、そして高齢者に浸透していくようなことが必要ではないかと思います。

○西村会長 正式な審議会ではないわけですが、長官も出てらっしゃる「倫理的消

費」調査研究会ですか。私もそれから島田委員も参加していますけれども、あそこのまとめが出るわけです。あそこも2年間やってきて、言ってみればエシカル消費ということで、あれが作られた経緯も、言うなれば第1期の消費者教育推進会議の中の先ほど分科会、小委員会というものがありましたけれども、その消費者市民概念の普及ということをどういうように進めていくかという話の中で消費者庁のほうで立ち上げてくださった経緯があります。

ですから、今、これでこの中に含み込むことができるのか私自身も何とも申し上げられませんが、具体例として成年年齢引き下げの問題は消費者委員会の話がすばんとこに入っているわけですが、それと同じような扱いはできないと思うのですが、場合によればそのエシカル消費の「倫理的消費」研究会の研究した成果みたいな、エシカル・ラボも2回もやっていますし、そういったこともうまく消費者市民社会の実現に向けた一つの手立て、市民レベルの普及の手立てとして、エシカル消費の普及というのも、また消費者市民社会を理解する一つの方向でもありますので、何かそういったことをちらっとでも表現がどこかにできるとイメージができる。今はほとんどの首長さんが理解していないというお話がありましたので、これは基本方針本体に書かれることではなくて、基本方針をこういうように見直してほしいというこの推進会議の意見書みたいな形になるわけですから、その辺も検討させてください。事務局と相談をしてみたいと思っています。

○齊藤委員 よろしいですか。

○西村会長 齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 今、柿沼委員が現場からの御発言ということでお話しされたかと思います。なかなか新しい言葉になじみがないということが、ここに関してだけではなくて、厚生労働省から金井課長がおいでですが、今、厚生労働省では「地域包括ケア」という概念でいろいろと資料が出て、それを全体的に進めていこうと言うわけではありますが、国民レベルで言うと、それって一体何だということがあるのです。しかし、それになかなか置き換わる言葉がないものですから、それを大事にしながら丁寧に説明していくという手順を踏まないで、浸透はしにくいのだらうと思います。なじんでいくということも非常に大事なので、使い続けていく。特に今日、後で説明があるのかもしれませんが「社会への扉」という資料の中では「消費者市民社会」という言葉が出てきて、また解説も出てくる。このように時々フィードバックしながら確認をしていくという作業がどうしても必要になるのだらうと思います。新しい方々がこれに初めて触れるということも多いのではないかと思いますから、繰り返しキーとなる用語については別建てで少し用語解説みたいなことを巻末などに整理していただけると、初めて手に取った人たちにとってみれば非常になじみといいますか、親和性が高くなっていくように思います。

関連して、全体読ませていただいて、大変よく整理していただいたというように思いますし、全体としては非常に完成度の高いものだというように思っております。後はどう伝えるかという工夫の問題や課題と現状が混在しているみたいな、全体を通して読まない

ちょっと入ってこない。その辺の工夫というのが全体に必要なのかなと思います。特に例えば、37～38ページは非常に長文になって、区切りのない、文章になっているという感想です。どこかでうまく小見出しを作っていただくなりすると、非常に頭の整理もつくという感想です。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

確かにほかの部分に比べると長文化していますので、そこも少し考えさせていただければというように思います。

○柿沼委員 済みません。1回ちょっとさっきの続きがあります。

○西村会長 では、柿沼委員、そして吉國委員ということで、どうぞ。

○柿沼委員 今、齊藤委員がおっしゃったように言葉を皆さんに浸透させていくということはとても大事だと私も思いました。一つの事例では埼玉県の長期構想というところに消費者市民社会という言葉を入れてくださいと言うと、聞いたことがないと相当な抵抗だったのです。ということで、※で消費者市民社会とは何だかんだということでコメントを付けるということで、その5カ年構想の中にその消費者市民社会を目指すという言葉を入れ込んでもらったのです。だから、そうやってトップにある国や県などいろいろな分野の行動計画の中に消費者市民社会という言葉を入れ込んでいくということは、一方で必要だと思うのです。消費者市民社会というみんながぱっと言えるような言葉をいつの間にか頭の中に刷り込んでいくことも重要かなと思っております。ですから、それは私の方もお願いをするだけでなく、自分たちも消費者市民社会という言葉をこれからの国民全部が関心を持っていく必要がありますからということで、その代わり、消費者市民社会って何なのだというのを別のところに言葉解説みたいにしてもらおうというようにして入れてもらいました。これはこれから29年から5カ年の県計画の中心をなすということにしております。そのようなことも必要かと思えます。

○西村会長 大変ありがたいお話でありありがとうございました。

吉國委員、どうぞ。

○吉國委員 今の言葉の問題で言いますと、42ページにフィンテックの話が出ています。フィンテックというのはやはり相当新しい言葉でありますし、初めて聞く人もいます。確かに注で説明してあるのですが、もう少し詳しく説明してあげたほうがいい。特にこれだけ見ますと何となくネガティブなイメージがあるのですけれども、フィンテックの中の例えばクラウドファンディングみたいに非常にファイナンシャル・インクルージョンにつながるような面がありますので、そういうところについても一言言及して入れておけばと思うのです。

○西村会長 承知いたしました。フィンテックの部分をもう少し詳しくということでございます。

尾嶋委員、東委員ということで、どうぞ。

○尾嶋委員 表現の仕方ですが、36ページの9行目あたりです。「消費者教育推進地域協議会等は必ずしも設置しなければならないものではないが」というこの表現なのですけれども、間違っははませんが、消極的過ぎるのではないかと思いますので、「義務化はされていないものの」など、設置を進める表現されたほうがいいかと思います。

○西村会長 ありがとうございます。努力規定ですから、それらしくするというところでここは少し、確かに私もうっかりしていましたが、ちょっとネガティブと。「設置することが望ましいが」など、少し前向きの形にさせていただきたいというように思います。ありがとうございます。

東委員、どうぞ。

○東委員 消費者市民社会ということが今回の方向性のコアになっているということで先ほどから御意見が出ていますが、その消費者市民社会の形成や実現と消費者の自立ということとの関係性、前回もたしか少しそのようなことが話題になったようにも思っているところですが、同じ方向にあるのだということをもう少しわかりやすく表すことができないのかということ。どこがどうということではないのですが、そう思っているところがございます。

例えば43ページの4.の「社会や環境を意識した消費行動に関する消費者教育」というところがございます。ここで推進法の説明として3行目に「自立支援を消費者教育の目的としている」ということで自立支援ということが先に出てきます。その後「それらに加え」ということで、消費者市民社会を目指すことが記載されている。推進法の中では「加え」というよりも「含む」というような、括弧づきで消費者市民社会の形成に関する部分が含まれるというような表現であったように思うのです。そういう意味で言うと、理解の仕方にもよりますが、こういった細かい書き振りのところも工夫していただければいいということをおっしゃるのが1点でございます。

もう一つは、先ほどの議論と関連したことで、消費者市民社会のことをもう少し明示していく上で、会長のほうからエシカル消費の研究会の話などが出ましたが、もしそういうことにも少し触れるようであれば、他方で消費者志向経営の検討会のようなところ、事業者さんも一緒にそういう方向を向いているというあたりも加えてはどうかと。そのあたりも御検討いただければというように思っています。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

先ほどの東委員の1つ目の意見の「それに加え」というのは、確かに理解の上で異なるということになるかというように思います。この推進会議の中での意見交換でも消費者の自立支援と社会への影響力を与えていくというのは2つ並行して考えられるようなところが往々にしてあったかというように思います。推進法は東委員がおっしゃるような消費者市民として消費者市民社会を構成するという考え方、これを含むということで括弧書きに入っているということからすると、その中に含まれる自立支援、広い意味での消費者の自

立を促す。それがひいては社会にもインパクトを与えるような消費行動をとっていくというようなこと。そういう認識からすると「また」や「それに加え」、この辺の表現の仕方はちょっと検討したいというように思います。

後者の消費者志向経営のところはどこに加えるかということも含めて少し事務局と相談をしたいと思います。

よろしいでしょうか。

○東委員 ありがとうございます。

○高山委員 「消費者志向経営」につきましては33ページに5行ほど入れていただいたという経緯があるのですが、これらの取組も消費者市民社会の形成につながるということで記述をいただいているかと思います。

○西村会長 33ページの6.のところですね。

○高山委員 この辺をもう少し膨らますという考え方もあるかもとも思いますが、一応入っているという認識でおります。

○西村会長 わかりました。ありがとうございます。

そろそろよろしいでしょうか。もう少しありますか。よろしゅうございますか。

曾我部先生、何かありますでしょうか。

○曾我部委員 大丈夫です。

○西村会長 よろしいですか。中間取りまとめにつきましてはこの後に今日の御意見を頂戴したものを微調整ということで、会長一任にさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○西村会長 ありがとうございます。そうしましたら、今後、公表等も含めスケジュールはどのような形になるか、事務局のほうからお願いいたします。

○金子消費者教育・地方協力課長 本日はさまざまな御意見をいただきましてどうもありがとうございます。いただいた御意見を踏まえた必要な修正を会長とも御相談をしながら進めていき、できたところで中間的見直しとして公開をしたいと思っております。加えて、次回の会議でこの第2期の成果を取りまとめる予定でおりますけれども、その中でも中間的見直しの内容というのは当然含まれていく、内容を反映させていくということをご予定してございます。

以上でございます。

○西村会長 それでは、この件についてはそこまでということにさせていただきます。

続きまして、議題2でございます。若年者への消費者教育に関するワーキングの概要報告ということでございます。現在作成中の高校生用の教材につき、御報告をいただきます。ワーキングの座長の御報告に先立ちまして、事務局のほうから教材に関する御説明をいただきたいと思います。お願いいたします。

○金子消費者教育・地方協力課長 それでは、御説明をいたします。

本日は前回にも教材の仕掛品ということで御説明をして御意見をいただきましたけれども、そういった御意見をいただきながら教材を作っていくとして、ようやく何とか年度内にできる見通しが立ってきたという報告をさせていただければということでございます。

この教材の性格ということでございますけれども、当初は実習用ということで作ろうかと言っていた時期もありましたけれども、これは主に高校の授業で使っていただけるような副教材、加えて先生用の指導書もあわせて整備しようということで軌道修正してやってきたということでございます。特に民法の成年年齢引き下げの議論を踏まえた内容としたということで、教材の一番最初の目次のところを見ていただくとわかるのですけれども、契約とかお金とかそういったことが中心にはなるわけなのですが、あわせて安全のことに触れたり、高校生や若い人たちがトラブルに遭いやすいような事例としては網羅するような形にし、加えて消費生活センターの周知であるとか消費生活センターに相談するということが、その行動が社会を変えるような要素もあるのだというような、そういう要素もあわせて説明できるような内容にしようということでございます。

あわせて、全体的に消費者市民社会という概念をきちんと出そうというのが前回の御意見でございましたし、それについては各項目について主体的な行動を促すような意味で、例えばグループワークとか自らの調べ物など、そういった課題に使えるような設問を設けたり、あるいはこれを開いていただいて、最初のページで「消費者が主役の社会へ」と書いてございますけれども、そういった概念をまず理解していただいた上で各論に進むというような構成で整理をしてございます。

これまでの議論については、後ほどワーキングの座長である東先生から詳しく御説明をいただけるかと思うのですけれども、我々の方からは教材をどのように次年度以降使っていくかということについて、最後に御説明をしておきたいと思っております。

次年度については徳島県で我々新未来創造オフィスというものを作ることになっておりますけれども、そのプロジェクトの一つの柱として、まずこれを試行的に徳島県さんの全高校の御協力を得ながら了解を取り付けておりまして、あわせて高校だけでなく大学にも幾つか協力をいただけるという運びになっておりますけれども、そういった徳島県での試行をしてみても授業実践例を集めてそれをさらに展開例として周知するといったことであるとか、実際に学校の先生に使っていただくことで改善点というものも今後出てくるかと思っておりますので、そういったものがまとまったところで必要な回答を加えていくなど、そういうように次年度以降これを生かしていく予定でございます。

私からの説明は以上でございます

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、現在の進捗状況というか、このアウトプットについて東委員から御報告をお願いしたいというように思います。

○東委員 それでは、ただいま教材の概要あるいは今後のことにつきましては御説明をいただきましたが、私の方からは前回の推進会議以降の取組や検討の過程なども少し御紹介

をしつつ、一応これが今年度としては最終版という位置付けになるかと思っておりますので、それについて御提示をして少し補足の説明をさせていただきます。

資料についてなのですが、もう一度、再度の確認になりまして恐縮です。資料2-1というものに先日開催されました第4回ワーキング・チームの議論の概要が出てございます。これに基づきまして、この後御説明をさせていただきますが、関連の資料が先ほどの教材とそれから解説書、2つございますかと思っております。横長で大きく広げてあるものとA4版に綴じた解説書です。これらが資料ということでもよろしくお願いたします。今、私が最終版と申しましたが、最終版なのですが、多少細かい読点、その他の微調整は今、行っておりまして、一応年度の終わりでデータとして確定するというように伺っております。

それでは、御説明をさせていただきます。前回の推進会議の以降ですけれども、主な流れとしましては、教材について、これを用いた研究事業を実施したということで、それを踏まえてこの4回目のワーキングに臨んだという流れがございます。資料にございますように、当日のワーキングでは3つの段階があり、消費者庁の方からまず御説明をいただきまして、そして受託業者から教材の進捗についての御報告がございまして、それを受けましてワーキングのメンバー等による意見の提出あるいは意見交換を行ったということがございます。

それでは、資料2-1の1ページ、議論の内容というところで御説明を申し上げたいと思います。まず(1)についてですが、消費者庁の方からのこの教材に関する説明ということで、先ほどもございましたように、基本的には成年年齢の引き下げを想定しつつ自立した消費者となるための基本的な消費者教育を全高校生に行うということで、要は特殊なモデル校になるようなところだけでなく、どなたでもどのような先生であっても使いやすいようなものを目指していくということ。それから、公民科、家庭科がやはり一番導入しやすいということでその研究事業をしましたということと、さらに徳島県でモデル授業の展開に向けて3校で試作版の教材を用いた授業が実施されたということで、そのうちの1回の授業は消費者庁の方が御覧になったというような御説明があったかと思っております。

その後、(2)受託業者からの教材作成の進捗ということで。まず生徒用教材について研究授業と研究協議ということで、一連の御説明がございました。2ページになりますが、1つ目が家庭科の授業、これは茨城県立神栖高校で実施されております。2つ目の授業といたしまして、愛知県立津島東高校、これは公民科の授業として実施されております。それぞれの授業には会長並びに会長代理の先生方にも御参加をいただいているところでございます。家庭科の授業の方につきましては、家庭科ということですのでライフサイクルの中での契約というような位置付けが冒頭でございまして、そこからトラブル対応、そして消費生活センターの役割へという流れでございました。私は当日は欠席となりましたので、後から動画で内容を確認させていただいたところでございます。その流れの中で非常に特徴があったのが、消費生活センターの職員の方とのチーム・ティーチングでございまして、途中トラブルの事例であったり、センターの役割などについては直接消費生活センターの

職員の方が話されていて、非常に具体的なお話をいただいたということがございました。

もう1点は、この教材の初めのところにありますクイズです。このクエスチョンの一部を使って、グループワークで答えについて検討していくというような、そういうグループワークがございました。

2つ目の津島東高校のほうですが、こちらは公民科ということで、消費者問題というテーマで実施されていましたが、受け止め方が教科によってかなり違うなという印象を持ちました。キーワードになっていたのが、こちらは消費者主権というような概念で、それを切り口にしておりました。特に公民科の先生がこの教材を使うに当たって理解を深めるのに役立ったとおっしゃったのが、生徒用教材の表紙にございます3つのフレーズです。社会への扉の下に「自分の名前で契約できる」「消費生活センターを活用できる」「消費者の行動が社会を変えることに気付く」、この3つのフレーズによって、ここで言おうとしていることが非常によくわかったというような御意見をいただいたところでございます。消費者の権利と責任というあたりに焦点が当たった授業でございました。

これらをやりましたということについての御報告をいただきつつ、生徒用の教材は、この研究授業、あるいはそれ以前のいろいろな御意見もあったわけですが、それらを踏まえてこのあたりを変更しましたということについて書かれておりますのが、2ページの下の方から3ページの前半にかけてでございます。レイアウトその他の細かいところはございますが、2ページのポツの4つ目に、先ほど申しました試行版の表紙の3つフレーズが非常に授業のヒントとなるということでしたので、その時には仮にということであらうというフレーズを置きましたけれども、これを本採用としたというようなことがございます。それから、2ページの一番下でございますけれども、「ワーク」を今回できるだけ減らしたということ。生徒たちが自分で考えるという場面を作るということで「ワーク」が随所にあつたのですが、少しそこを整理して「ワーク」だけでなく「ワーク」「発展」「プラスα問題」というような形で段階を追ったものとして再整理をしたということでございます。

「10ページ」というところがございますが、マークについてはそこにあるようなことで割愛をしました。

そして、最後のページの消費者の行動に関するチャート図ですが、こちらを見やすくしたということでございます。これらが生徒用の教材に関する研究授業、そしてそれを反映しての変更点ということで受託業者の方から説明がございました。

加えまして、教師用の解説書のほうです。A4版で綴じてあるものでございます。こちらにつきましても概要の御説明がございました。いろいろな内容がここに含まれておりました文字もかなり小さ目でしたので、できるだけ欲張りしたいところですが、ある程度内容を精査してということございました。

そして、2ページ目のところで学習指導要領との関連性を記載しましたということ。

また、3～6ページに座談会の様子が掲載されています。こういった読み物によって、

なかなか消費者教育に関心を持ちにくい先生方に対してもこれらのテーマを身近に感じていただきたいということで、こういったものも掲載されております。

そして、23～30ページというところに書いてございますが、公民科と家庭科の実践事例というのが後ろの方ですが掲載されているのです。この説明が少しございまして、1時間版と2時間版というのがあると思うのですが、特に1時間版のほうはこれがモデルといいますよりは、実際に研究事業で行った内容に基づいてそういうものも掲載しました、ということでございます。

31ページでは、先生方が資料を作成する際に役立つウェブサイト、こういったものも御案内をして、限られた中でできるだけいろいろなニーズに応えるような内容にさせていただきました。

これらの説明を受けまして、ワーキングのメンバーの方から出された意見がその後3ページの後半から4ページ、5ページにかけて掲載されているものでございます。

まず、生徒用の教材につきましては、いろいろとレイアウトのことなども出てまいりましたが、「クイズで学ぶ自立した消費者」というタイトルがあるのですが、「自立した消費者」ということができるだけ明確になるような、強調をするような表記にしましょうと。表紙についてそのような意見がございました。

それから、推進会議でも出ておりましたが、見開きのところなどで消費者市民社会のところをもう少しはっきりと打ち出すということで。今、ございます「消費者が主役の社会へ」、これは吹き出しの「消費者市民社会」というのが実は位置の変更がこの後ございまして。左側のリボンの「消費者が主役の社会へ」から吹き出しを引っ張ってきて「消費者市民社会」というように位置が少しずれます。見開きのところですよ。おわかりになりましたでしょうか。見開きの1～2ページのところです。ここは最初のところですので、消費者市民社会を明確に示すということで。今、そこに吹き出しがあるのですが、この吹き出しの位置を、この後微調整をする中で「消費者が主役の社会へ」というリボンのほうに近づけるといふか、リボンのところから「消費者市民社会」という吹き出しが出て、その説明として、右側に同じオレンジ色で枠の中にあるような説明文が入るといふのが、最終版。実はそういうようになっているのですけれども、オレンジの四角の中に書いてあるようなフレーズ、ここについて当初消費者の行動が社会を変えるとか影響を与えるという点が少し不足しておりましたので、2つ目のフレーズに「一人ひとりの消費者の行動は、社会や経済などに大きな影響を与えます」というものを入れていただいたというようなことがございました。

そのほか、その場で特に議論になったものとしては、教材の3ページのところにプリンの表示例があるのですが、この時にはここまで整理がまだされる前でしたけれども、表示を出すということでプリンが具体的に出ていたので、そのあたりについていろいろと意見がありました。できるだけ年齢の低い段階でおやつなり食べ物を自分で買うという時に、やはり表示を検討する、表示がその情報になるということで、これは一例としてこういう

ものも掲載するというところに最終的になったということでございます。そのほか、難しい問題とか見にくさとか、そういったあたりについても修正がされているかと思えます。

最後のページの「消費者の行動が社会を変える」というところのチャートにつきましても、できるだけ見やすい形で。消費者トラブルに遭った時に行動する・しない、行動する場合の流れとか、消費生活センターに相談する、事業者に相談する、消費生活センターから事業者へといったような形でいろいろなパターンで最終的に一番下のところについて自分で解決した場合に、消費者市民社会が実現するのだと。ここでも再度「消費者の積極的な行動によって安全・安心に暮らすことができます」ということで、なかなか消費者市民社会そのものを説明するというわけにはいかず。例えば環境の部分などがこの中にはどうしても反映されていないこともございますので、限りはあるかと思いましたが、できる限りそういった形で、頭のところから最後のところまで、消費者市民社会の実現ということに通すという御意見が出まして、それに応えた形で修正をされているということでございます。

教師用の教材につきましても、いろいろ御意見がございました。まずレイアウトや文字数です。資料2-1の5ページの「○教師用教材」というところです。ここに書き込んだ文字の話を申し上げまして、見にくいものについてはウェブサイトに掲載してそこからプリントアウトして利用できるような、そういうような工夫もしていきましょと。あるいは実際に23~26ページに公民科の実践例、27~30ページに家庭科の実践例が出ておりますが、これにつきましてもかなり具体的な言葉の使い方なども含めて御意見が出たところでございます。オブザーバーの方々の御意見などもいただいて、今、あるような形にまとめたということでございます。前回の推進会議で出ました御意見につきましても、おおむねできる範囲で反映させていただいたという認識でおります。

私の方からは以上ですが、曾我部委員や富岡委員も御一緒していただきましたので、もしまた何かあればいただければというように思います。

以上でございます。

○西村会長 東委員、ありがとうございます。

それでは、本教材、そして解説書に関しての御質問あるいは御意見等はありませんでしょうか。制作に当たりました曾我部委員あるいは富岡委員からもあれば、どうぞ適宜御発言ください。

まず島田委員、どうぞ。

○島田委員 まず、活用の問題で最初に事務局からお話をいただいたのですけれども、これを徳島で授業でお使いいただくということなのですが、東委員からの御説明にもあったようにやはりまだ消費者市民社会という部分では非常に一部しか取り上げていないという部分がございますので、できれば今、もう一つのワーキング・グループのほうで作っております消費者市民社会の普及用のリーフレット、これを活用して簡単にでもその紹介をしていただくようなそういったことをしていただけると比較的全体として消費者市民社会を

伝える授業になっていくというようには思います。そこがあることによって自分の消費全体を見直していこうという芽が育っていくという契機になってくると思いますので、ぜひ今後御検討いただければと思っております。

あと、この教材に関してなのですけれども、今から修正というのはちょっと難しいお話なのかというように思っておったのですが、この最後の「あなたの行動が社会を変える！」というところで、消費者トラブルとして契約トラブル、製品サービス事故というのが挙がっておりますけれども、今の高校生の最も身近なトラブルとしては、ネットの取引とかデジタルコンテンツの問題でありまして、ネット関係の何かトラブルがやはりあったほうがより身近な問題としてトラブルというのが理解できるのではないかと感想として思いました。

以上です。

○西村会長 そのほかにいかがでしょうか。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 大変御苦勞をされた中で内容がとても厚くなっていると思うのですが、1つだけ気になるのは消費行動と消費者の行動、あなたの行動というのが散見されるので、今からいろいろというのは大変かと思うのですが、見開きの2ページのところに東委員が説明してくださった「消費者が主役の社会へ」のほうにもう少し「消費者市民社会」を引っ張るとお話だったのですけれども、それでしたらもしどこかに入れられるのであれば、先ほど見直しのところでやりましたそもそのみずからの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって云々という持続可能な社会の形成に積極的に参画するというのが、小さくてもいいのでどこかに入ったほうが、そこにたどり着けるのではないかと感想を持ちました。それが今からでは難しいというのであれば、もう少しこのオレンジ色の中かどこかに、その行動ということの意味合いがもう少し明確になったほうがいいのではないかと意見です。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

まだ間に合うようであれば、スペース的には2行増やす分くらいの枠はできそうな感じがしますが、そこら辺も事務局サイドでも検討していただければというように思います。

ほかにいかがでしょうか。

古谷委員、どうぞ。

○古谷委員 実は、今の2人の委員と同じ意見なのですが、今から変えるのはなかなか難しいと思いますが、このままだと、やはり従来から問題になっていた消費者被害防止教育といわゆる新しい概念の消費者市民社会教育がリンクしない、むしろ問題を広げてしまうような懸念も若干感じます。そういう意味で河野委員がおっしゃったような若干の教材の補足として、教師用解説書の中で、実はそれは一部なのだ、もっと広い消費者市民社会という概念の中の一部を教えているのだという補足をいただくとか、島田委員がおっしゃ

ったように消費者市民社会の別のところでやっているワーキング・チームのリーフレットを挟みこむとか、もう少し工夫をしないと問題を逆に生んでしまいかねないというところが気になるところです。教材自体はよくできていると思います。

○西村会長 印象的な申し上げ方で恐縮ですが、推進会議として教材をつくろうということにした経緯はもちろん最初の段階では消費者市民社会を高校生にわからせるということでスタートしているのです。ところが、その方向が、急遽成年年齢引き下げということの命題が加わって、今国会成立ということがこの推進会議中にホットな話題として入り込んできて、その結果この教材が契約についての正しい理解を求めるところに基本的には収れんするという形で教材ができ上がったという経緯があるかというように思います。一方で、今年度中に作る、そして、徳島で活用するというようなこともほぼ全体像として決まっていた。あに凶らんやその成年年齢引き下げのほうは今国会成立がお預けになったというか、少し先延ばしになった。ただ早晚、この成年年齢引き下げは確実視されているということで、一つの消費者市民社会を目指す高校生教育としてのパート1ということの位置づけだということをごひアピールをしていきたいというように思うところであります。

私から1つだけ。教師用解説書がめっぽう詳しい。これを教師が読み切れて理解できるかというのは、これもまた時間的制約の中ですだから難しいと思うのですが、中途半端に難しいのです。例えば、9ページ御覧いただければと思うのですが「プリンを買う」というところが後から入ったのだと思いますが、「契約は、申込みと承諾のみで成立する『諾成（だくせい）契約』が大半です」。諾成契約ということが果たしておわかりになるかどうか。諾成契約と要物契約ということになりまして、諾成契約というのは合意で成立する。契約は合意で成立するのだけれども、物の引き渡しを必要とする消費貸借や使用貸借などそういう契約が要物契約ということになるのだらうと、島田委員の前でそういう話はできませんけれども、私の生半可な民法の知識です。そういうこともわからないままに、諾成契約というものがぼんと出てくる。

それから、私がいわからないのは、右のほうの「車を買う」というところの、車の購入は現金払い場合「標準注文書では①自動車登録がなされた日、②改造・架装・修理」とありますが、「架装」というのが何だかよくわからない。

それから、「マンションを買う」というところで、金融機関が設定する抵当権ということが、恐らくローン組んでいる方はわかるとは思うのですが、果たして先生方が抵当権をきちんと説明が可能かどうかや、このえいやと法律解説書を作ったような気配が濃厚だということを会長が言っははいけませんけれども、見直しを一行一行していったら切りはないのですが、少し難し過ぎるなど。ここまでのことが必要なかどうか。この教材の解説であるはずなのです。この教材の解説にこれだけのものが必要だとしたら、相当な授業時間数が必要になってくる気がするので、強いて言えば教師用参考資料というような意味合いで、せめて今、申し上げたような読んでぱっとわからないような言葉については多少のコメントをつけていただけるようなことがないと、もちろん詳しく知りたい先生もたくさ

ここなのだということを、高校生はちょうどこれからの世代ですから、やるべきことも必要ではないかと思えます。

○西村会長 後ほど小野審議官に伺うことにして、東委員、どうぞ。

○東委員 いろいろ御指摘ありがとうございます。

先ほど富岡委員も言われていたように、会議の中でももちろん出ていたものもございませうけれども。消費者市民社会の定義を入れるということに関してなのですが、私なりに、やはり入れ込むのは難しいと思ったこととお話ししたいと思えます。

消費者市民社会の定義は推進法のあのフレーズ以外にオーソライズされた表現がないのだと。そうすると消費者庁さんの立場で出す場合に、それを短くするというようなことなどをするには、改めて議論が必要になるということはそのとおりかと思った次第でございます。ですので、そのあたりは教師用のほうの7ページなどに全部のフレーズを載せたりというようなことで。「基本Word」を見ていただいてもわかるように非常に長いのです。2行足したら入るような量では正直ないという状況がございませう。そういった中で、この中のどこを用いわかりやすく説明するか、許される範囲内で、それから教材の内容との整合を見て表記できるところのぎりぎりはどのくらいか、ということ。私の個人的な意見でもありましたけれども、「一人ひとりの消費者の行動は、社会や経済などに大きな影響を与えます」というようなところを入れ込むのが、今回の限界だと。もちろん全体の内容をまたリライトするとなれば別の入れ方もあるのかもしれませんが、そういうところで、私としてはそこまできなというように、今回は思ったということが1点でございます。

それから、実際には家庭科の先生の時だったと思うのですが、最後にセンターのまとめをされて消費者市民社会のところまで行く話を相談員の方がされていたのですが、その時に消費者市民社会というのはもっと環境や何かのこともあるというようなことをたしか補足説明されていたように思うのです。ですので、あとは実際にこれを使われる中で工夫していただけたところもあるのかと思っております。

もう1点、この詰め込みの状態については確かにそうなのですが、要するに先生方も多様なニーズがあるということで。いろいろな立場の先生がそれぞれ必要なところを見ればよいというような理解かなというように思った次第でございます。いずれにいたしましても、これだけで進めていくというのはなかなか難しさが当然あるので、先ほど島田委員がおっしゃったような補足のもの、あるいはこれを使う時に例えばコンパクトに使用上の留意点ではないですけれども、何かこういう点に配慮して使っていただけたらいいというような簡単なものを添えるなど、そのあたりで工夫をしていけないかということをおっしゃっているということ。以上です。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

小野審議官、御意見いただいてよろしいですか。

○小野審議官 教師用解説書ですけれども、よく読んでみると結構詳しくなっていて、

先生方にもいろいろバックグラウンドが違う方々がいらっしゃいますので、自分の得意な分野それから不得意な分野あるかと思えますけれども、そういうものを一通り盛り込んだということで、確かに説明不足のところも多々あるかと思えますが、そういうところは今後改訂版の時に直したり、できることはやっていきたいというように思っています。先生方もこれを見てさらに自分なりに勉強していくというやり方もあるかと思えます。ただ、生徒用の資料と先生用の資料と詳しさはかなり差がありますので、そのギャップを埋められるような先ほど話にもありましたようにDVD、模範授業といいますか、そういったものの教材を作っていくということも今後課題になるのではないかと考えています。来年、徳島で数をこなしてみますので、その中でわかる課題もあろうかと思えます。そういうものを参考に引き続き改良には努めていきたいというように思っております。

○西村会長 よろしいでしょうか。

尾上委員、どうぞ。

○尾上委員 契約の中で「スマホを買う」というように直接的に書かれているのですが、生徒にとって身近な契約ですというような直接的な書かれ方なのですが、ほとんどの生徒は保護者が買い、使わせるという行為だと思いますので、そういった面ではそういったところが直接的につながるのかというようなどころがありますので、先生が解説するにしてもちょっとこんがらがるような中身になってないかというところがあります。「オンラインゲームをする」ということに関しても、高校の段階ではなくもっと低学年の段階で始めているということからしますと、後先になります。このパターンでいいのかというのがありますので、将来的な形で使われるということを見越してというように思うのですが、結構スマホやタブレットということが多く書かれていますので、うまくその辺の理解を進めるべきなのかと思いました。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

そのほか教材並びに解説書に関して御意見ございますでしょうか。

曾我部委員、どうぞ。

○曾我部委員 私もワーキングチームの1人で、この教材と解説書の作成には関わってきました。現場でのこの解説書の使い方を考えた時に、23ページ以降の実践事例の指導案で、まず、1時間の授業を、2時間の授業をどうするか考えます。現場の先生はまずこのあたりを見て、言葉でわからないものを前で調べるのではないかと思います。例えば18ページの「生徒用教材に関連した詳しい情報」というところのコラム1には「取り消し、解除、解約、無効」の違いがあり、コラム2やプラスαなどいろいろな工夫をし先生に理解してもらえるようにしてあります。その全体の見方がわかりにくいかもしれません。例えば、その右側端にちょっとしたインデックスをつけて、ここからは解説編、ここからは実践編みたいに付けるだけでも使いやすくなるのではないかと思います。

指導方法についてはこれから実践を重ねていくうちに改善していくことができるのでは

ないかと考えています。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

もし可能なら、確かに今、曾我部委員がおっしゃったようなインデックスをつけてパッとそこにたどり着くと、現場サイドとしてはまず授業案というのが、この教材どうやって使えばいいのだという話ですね。それから、場合によれば授業案を一番最初のページに持ってくるとか、そういう形ももしまだ再考できるのであれば、そのようなことで解説はその後のほうに回すなど、現場本位に改善をしていただければというように思います。

大竹先生、何かよろしいですか。

○大竹会長代理 はい。

○西村会長 いいですか。

ほかに御意見、よろしゅうございますか。恐らく余り時間のない中で、これまでも最初の版から重ねると第何版になっているのか十何版になっているのかわかりませんが、改善に改善を加えここまでたどり着いたのだと思います。委員の先生方には本当に御苦勞がありましたと思います。ありがとうございます。また、事務局も大変だったというように思います。御礼申し上げます。

それでは、もし今日の御意見の点、改善がさらに可能であればその範囲でよろしく願いたいと思います。本教材につきましては、新年度、来年度に徳島の全ての高校でこれを使うということが決まっているというように伺っております。また、さらなる全国展開に向けてもよろしく願いたいというように思います。

では、残り時間20分弱でございますが、今日の議論は基本方針全体の見直しというか基本方針の見直しに関する中間まとめということでありました。第3期の推進会議で恐らく新たな基本方針が提案されて閣議決定していくという形になるのだろうというように思いますが、基本方針の見直しに関してあるいはもう少し大きく捉えて今後の消費者教育の推進というところに関し、少し意見交換をさせていただければというように思います。どなたでも結構ですが、御意見がありましたらお願いします。

富岡委員、どうぞ。

○富岡委員 それでは、先ほど若者の消費者教育の資料づくりということで、消費者庁さんがやったわけですがけれども、実は私もこの委員をしていて、地方に伺った時に、消費者庁が今、若者用のこのテキストを作っているという話をしましたら、各自治体とも人手がない中で新しい資料を作るのは難しいから非常に喜ばしいこととだということでした。

各自治体さんは交付金はたくさんいただいているのだけれども、人手もない、考える暇もないという中で、若者だけでなく、これから消費者庁にぜひともお願いできればうれしいというのは、幼児用とか小中学生用、高齢者用、それから、知的障害者等のもの、そういうものもつくれないのかなという話なのです。ですから、基本的なものを消費者庁さんが作って、各自治体さんがそれを刷り増しするなりして、各自治体が活用するという形

も、考えたほうがいいのかと思います。

もう一点、ポータルサイト、昔から見れば非常にわかりやすくなってはいるのですが、これは先生方から入った情報なのですが、確かに幼児用、小学生用、ポータルサイトの整理でこういう教材があるというのは出ているのだけれども、どれを活用していいかなかなか全部見てみないとわからない。消費者庁でこのポータルサイトの評価委員会でも作って、教材の評価をする。次年度の検討の課題として考えていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

ただいまの富岡委員の御提案について、何か事務局から回答はありますか。特によろしいですか。あればお願いします。

○金子消費者教育・地方協力課長 ポータルサイトについては、教材の評価を昨年度試行的な形では行ってみましたけれども、今年度、特に教材を作ったり、いろいろ先にすべきことはあって、ことしはできなかったのですが、また来年以降活用させるなど、今後考えていきたいと思っています。

○西村会長 教材に関しては、考えてみれば推進法ができて12年ですから、8月で丸5年ということになります。初めて高校生向け教材ということで消費者庁作成という形で出ていくわけで、今後、富岡委員が御発言されたようなものが地方で求められているということですので、いきなり全てというのは難しいかもしれませんが、徐々に整備されていくと望ましいと思います。

吉國委員、どうぞ。

○吉國委員 今の点に関連して、金融教育につきましては、金融広報中央委員会で金融リテラシーマップ、それから、学校における金融教育の年齢層別教育目標などで、かなり具体的に小学校、中学校、高校と分けて、小学校は低学年、中学年と。かつ、それぞれどういう教科でこういうことを教えるという具体的な地図ができておりますので、一つの参考になると思います。

○西村会長 ありがとうございます。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 次期の課題ということで、推進法の理念の中にあります、知識ではなくて実践的な能力を養うものでなければいけないというところを改めてきちんと押さえておく必要があるのではないかとつくづく思っております。どうしても先ほどから申し上げておりますような消費者被害中心になっている。そして、その被害の実例を挙げれば、それで消費者はそこから学んで被害に遭わなくなっていくかのような理解がまだまだあります。そうではなくて、人間の意思決定の力をつけていくということはどういうことなのか、そのためにどういう要素が必要なのか、そういったところを科学的に、また、教育学的にも深めていって、それをきちんと示していくという作業を進めていかないと、なかなか、先ほどからずっと課題になっております消費者市民社会という考え方と消費者被害防止という

ところの融合的な教育方法というのも、進んでいかないのかなと思っております。

意思決定の力を高めるためには、日々の消費生活の中で生かせる教育の内容でなければいけないわけで、その時に、消費者被害というところに偏ってはいは、なかなか自分とは縁遠い世界にどうしてもなってしまうので、うまくいかないということなのだろうと思えますけれども、そういったところも含めて、きちんとそれこそ幼児から大学生、あるいは成人期まで、どういった形で消費者としての意思決定の力が培われていくものなのかということを中心に研究していく必要があるのではないかと考えております。

○西村会長 ありがとうございます。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 いろいろな昔なかったワードといいますか、環境とか食育というのも、私は中学生の時に東京23区の中学校だったのですけれども、光化学スモッグというものが出てきて、その後、一気に環境学習とか環境問題などというのがあり、それから何十年もたつて、今、定着してきていることを考えれば、もう一つ言えば、食育もたしか2003年に基本法ができて、それから十数年ですね。そう考えると、諦めずに根気よく消費者市民社会ということはやっていく必要があるのだなと思います。

ただ一方で、世の中の流れは非常に速くて、私も何か一つワーキング・チームに入っていたはずなのですが、消費者市民社会普及ワーキング・チームでしたか。ずっとしばらく間がないので忘れそうなのですが、その時に、以前、高山委員からも御意見いただいたと思うのですが、パンフレットとかリーフレットではなくて、ムービーだとかYouTubeだとか、そのような教材に関しても工夫できないのかと、私たちもそのワーキング・チームでも意見を申し上げたのですが、予算の問題だとか、ほかの手法の問題があるのかわかりませんが、どうしても紙ベースになっているのです。幼児、小学生、中学生、いろいろ考えていくともうスマホ世代になっていまして、2歳の孫もスマホを使ってしまうぐらいの感じなのです。そうなった時に、一歩前に進んだ教材ということの研究もしていけないと、なかなか後追いになっていくのではないかとということをととても実感しています。ですから、今後の課題の中でどのように教材そのものの手法というか、あり方を考えるかということも重要ではないかと考えております。

以上です。

○西村会長 大変貴重な御意見だと承りました。

柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 文部科学省の先生方をお願いしたいのですが、幼稚園も含めてなのですが、消費者が主役ということですが、国民全員が消費者になるわけです。作る側もそうです。そこで、先生方に意識を持っていただければ、授業時間がなくても、例えば給食を食べる時にこの野菜はどこから来たのだろうとか、どこでとれたのだろうとか、地理の時間にアフリカと日本の関係で、では、フェアトレードはどういうものだろうとか、自分の暮らしの中の主役、自分も消費者の主人公だという意識を持って学校での生徒と接

していただくことで、少しそういうものが広がっていくのかなと思います。ですから、固まった時間を取りにくいというのは、先生方は追い込まれておりますから、難しいと思いますけれども、御自分の家庭や地域をベースに考えて、世代の違う人たちにも接していただくことで広がりを持つのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○西村会長 ありがとうございます。

古谷委員、どうぞ。

○古谷委員 消費者市民社会概念のことで、これまでの概念整理も踏まえてもう少しこれでいいのかということも検討したほうがいいのかもかもしれません。というのは、やはり普及していないというか、理解ができないということは、概念整理がうまく提示できていないということだと思ひます。もう少し推進法の理解を踏まえた上で、みんなにわかるような概念整理を引き続きやっつけていかなければいけないと思ひます。

それと同時に、事例です。現在の事例がとても狭いのではないかと思ひます。今まで消費者市民社会というところから出される事例が、例えばフェアトレードだったり、食品ロスだったり、幾つか挙げられるのですが、トラブルであればそのトラブルについてちゃんと申し出をするということも挙げられていますが、まだ非常に狭いと思ひます。それは概念と概念整理と事例とが結びつかないまま、思ひつくまま事例を挙げているからではないか。もう少し研究というのでしょうか、整理をしなければいけないのかなと思ひます。そしてどのようにしたら本質的な理解ができるか。先ほど島田委員もおっしゃったように、意思決定に関わる問題で、たくさん教へればいわけではないと思ひます。基本的な概念と基本的な理解が進めば実は全てに應用できるということもあるので、非常に難しいチャレンジではあると思ひますが、引き続きやらないと推進法の理念が浸透していかないのではないかと思ひております。

○西村会長 ありがとうございます。

推進会議として、分科会なのか委員会なのか、あるいは別途研究会という形になるのか、今の古谷委員のおっしゃった消費者市民社会概念の普及に向けた我々自身の研究というか、それも踏まえて検討していく必要があると思ひております。貴重な御意見ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

東委員、どうぞ。

○東委員 ただいまの概念整理のところにも関わるかもしれないのですが、概念整理もすると同時に、PR用のフレーズみたいなものでオーソライズされたものを作れないかと、今回教材なども作って思ひました。どうしても、今、消費者市民社会、長い説明になりますので、もう少しわかりやすく、しかもインパクトがあるような形でこの表現が使えるというものがあると、普及していくに当たって一つのツールとしてはありがたいかなと思ひました。

以上です。

○西村会長 齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 これは別にこの会議ということではなくて、消費者庁全体で何かの研究的な意味合いで御検討いただければと思いますけれども、今、求められている自立した消費者という考え方は、何も日本だけの話では恐らくないのだろうと思います。そういう意味では、諸外国において、市民に対してどのようなアプローチをされておられるのかというのは、どこかで一回研究していただくとありがたいと思います。恐らく、それは非常に日本における教育のあり方みたいなものに関わってくる部分がもしかしてあって、考える力をどう育てるのかというのが今日の大きなテーマだと聞いておりますから、そういう視点が諸外国にどうなのかということは、極めて私どもとしても関心の高いところで、我々の中だけで議論しているというよりも、少し違う視点もあるのであれば見たいなということもありますので、すぐという話ではないですが、少し考えていただく視点の一つに加えていただくとありがたいと思います。

○西村会長 ありがとうございます。

もう時間が来ておるのですけれども、「倫理的消費」調査研究会の最終回であったかと思いますが、イギリスからエシカル・トレードの方を招いて、現地の状況を伺いというようなこともございました。大変勉強になったところでございます。確かにもちろん推進法を作るところに当たって、ヨーロッパのコンシューマー・シチズンシップの考え方とか、さまざまなことがベースにあって、もちろん「国民生活白書」平成20年版でも消費者市民という言葉と社会構築という言葉が出されている。OECDの流れということもあります。その意味で言いますと、やはりそこはもう一度原点に戻って、改めて消費者市民社会は何たるか、そして、具体的実践をどのようにしていくのかということ、傾聴に値する方をお呼びして、これは第3期の推進会議になるかもしれませんが、そういった形で進めていただければありがたいかなと。大変貴重な御意見を頂戴しました。ありがとうございます。

それでは、ほぼ時間になりましたので、事務局におかれまして、ただいま縷々出た御意見等も参考して、最終の取りまとめをお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の議題は全て終了ということにさせていただきます。

最後に、事務局より次回の日程等について御連絡をお願いいたします。

○金子消費者教育・地方協力課長 次回の日程は5月中旬で後ほど調整をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○西村会長 5月中旬ということでございます。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。どうも長時間にわたりまして、御協力ありがとうございます。